

チャヤングの響く街ウトロ

——地域社会との共生をめぐる在日韓国・朝鮮人の模索——

金 基淑¹⁾

I. はじめに

京都府宇治市伊勢田町51番地ウトロには、67世帯約250人の在日韓国・朝鮮人（以下「在日」と記す）と日本人が居住している。一見変わった名前⁽¹⁾のこの地区は、近鉄京都線の伊勢田駅から西へ歩いて7、8分の所に位置しており、町内に入ると家の前の狭い土地や鉢植えに唐辛子や朝鮮の野菜が植えてあって、韓国のどこかの田舎にいるような懐かしさを感じさせる。このウトロ地区はここ11年間「ウトロ訴訟」が頻繁にマスコミに取り上げられ、世間の関心を集めてきた。「ウトロ訴訟」はウトロ住民の立ち退きをめぐる、住民側と土地所有権者（西日本殖産）との争いという形で進んできたが、住民のほとんどが韓国・朝鮮人であることから単なる土地裁判ではなく、日本の戦争責任と戦後補償の問題も含んでいる。

土地の明け渡しを求められた民事訴訟は、高裁判決を不服として最高裁に上告していた一世帯の上告が2000年11月10日に棄却されることによって終結し、住民全員の敗訴が確定した。こうして土地所有権者の所有権が司法の場で再確認され、住民の立ち退きへの強制執行が法的に可能となったのである。今後もウトロに住み続けることを強く望む住民たちは、司法（国内法）以外のところで解決の道を見つけなければならなくなり、宇治市と京都府に「ウトロ町づくり計画」を提案したり、国連の「社会権規約」委員会に訴える準備を進めなど、住民側の新たな模索がすでに始まっている。今後の行政の対応が注目されるが、町づくりプランには莫大な費用がかかるという問題もあり、結論を得るにはかなりの時間を要するものと思われる。

本論文では、未だ未決着のウトロ問題の経過と性格を考察すると同時に、「ウトロ訴訟」を通してウトロの「在日」社会の姿を、住民の意識の変化に焦点を当ててみたい。ウトロの土地問題と訴訟は、「在日」の居住権の問題が法廷にまで持ち込まれた最初の事例である。戦前からウトロの地に住み続けていた「在日」にとって、この訴訟は生活のすべてをかけた闘いであるだけに、住民一人一人はもちろん、この地に住む集団全体に及ぼした影響も大きい。裁判に関わったこの11年間、ウトロの「在日」はこれまでとは違う体験を強いられ、訴訟に勝つために新しい試みをいくつも行なってきた。かつてはなかった町内会を立ち上げ、婦人会を結成し、女性を中心にソルチャヤングという朝鮮半島の農楽隊を作つて自分たちをアピールする機会としてきた。土地明け渡しの裁判を契機に、地区の住民は自らの将来について話し合いを重ね、女性たちはウトロという枠の外で自分たちの見解を述べられるようになったのである。長年近隣地域から「怖い」、「近寄りがたい」というレッテルを貼られてきたこの地区に、今内部から変化の兆しが見えており、地域住民との共生をめざした新しい模索が始まっている。

II. 宇治市伊勢田町ウトロの概要

1. ウトロにおける在日韓国・朝鮮人の居住史

ウトロに韓国・朝鮮人が集住するようになつたのは1940年に京都飛行場（現在の宇治市と久御山郡久御山町）と軍用機生産工場の建設が始まり、翌年に飯場（バラックの長屋）が作られて以来のことである。すでに60年が経過している。この地には、日本の軍需工場や飛行場の建設地

1) 京都文教大学人間学部文化人類学科・助教授

などで働けば徴兵・徴用が免除されるということで、日本の各地から集まってきた多くの朝鮮人がいた。ウトロもピークの時は2,000人の労働者のうち1,300人が朝鮮人だったという。男性労働者は主に京都飛行場の滑走路と格納庫の建設に携わった。滑走路の建設は人力が主で、竹藪の丘陵地を切り開いて土砂をトロッコに積み、滑走路に下ろしてならすという重労働であった。「在日」一世たちの回顧によれば、重い土砂を肩にのせて運んでいたため、肩にはいつも血まめができ、下着の肩のところが擦り切れて破れるので毎日のように同じ箇所に継ぎあてをしていましたという。こうした労働者とその家族の簡易宿泊施設としてウトロ内に飯場が建てられたのである。女性はこの飯場で炊事係として働いている人も多かった。飯場は当時労働者を採用していた会社別（竹中組や鳳組など）に運営されていたが、部屋の数が足りなかったため、家族の人数に関係なく皆同じ六畳一間と土間の付いた部屋しか与えられなかつた。飯場での生活体験をもつ一世たちは、屋根は杉皮で覆われていたが、すぐに杉皮は傷み、雨漏りが激しく、板でできた壁は隙間だらけで、冬の寒さは耐えられたものではなかつたと口をそろえる。部屋には窓がないため夏は暑くて部屋にはいられず、夜遅くまで蚊に悩まされながら外で過ごしたという。また、肉体労働をする人が多いにもかかわらず、米の配給が十分ではなかつた。風呂もなく、銭湯にもたまにしか行けず、夏は水で、冬は湯を沸かして体を拭いたという。当時の苦しい生活を生き抜いてきた一世たちは、飯場は人間の住める家ではないと振り返る。

1945年7月、日本政府（軍需省）の指定を受け、練習機や軍用輸送機を生産していた国策会社の日本国际航空工業株式会社京都製作所大久保工場が米軍機に爆撃され、すべての生産活動が中止した。続いて同年8月に飛行場の建設も中止し、9月には上記の工場と工業会社がGHQに接収された。

日本の敗戦後、ウトロの朝鮮人たちも解放され、多くの人々が朝鮮に帰った。しかし、親兄弟が日本にいる人や帰る旅費のない人、さらに

朝鮮に帰っても頼るものが何もない人はそのままウトロの飯場に残った。しかし、彼らにとつてウトロはあくまでも帰国までの仮住まいとされ、将来朝鮮での生活に備えて飯場の一角に民族学校（久世初等学院）を建て、日本生まれの子供たちに朝鮮語を教えたりしていた。その後、朝鮮半島の政情不安や経済的困難などの理由によりいったん帰国を保留し、ウトロに定住する人が増えていった。当時日本各地の民族学校は朝鮮人社会の中心であり、民族運動の拠点であったため、GHQと日本政府の弾圧を受けたが⁽²⁾、ウトロの民族学校も1949年12月に閉鎖させられてしまった。その後、ウトロの児童は小倉小学校に新たに設けられた民族学級で朝鮮語と朝鮮文化を学ぶこととなつた。

戦後、進駐してきたアメリカ軍はウトロの土地を接收しようと住民たちと激しい衝突を繰り返したが、住民側は銃による威嚇射撃や銃床での度重なる強打にもひります、最後まで譲らなかつた。

ウトロから追い出されはしなかつたものの、その後もなかなか仕事が見つかず、経済的に苦しい生活が続いた。遠くまで出稼ぎに行く人や、豚や鶏を飼ったり、濁酒を造って売るなどして生計を立てる人もいた。当初は居住環境も劣悪で水道もなく、井戸水はそのままでは飲めないので濾過して飲料水にしていたが、雨が降るとトイレがあふれ井戸水を汚染する状況であり、衛生上も極めて深刻であった。住民は環境改善のため1979年に宇治市に水道管を入れること、消火栓を設けること、道路舗装を行うことを要望した。しかし、宇治市は土地所有者の承諾がないという理由で、上水道の設置についてまったく検討しようしなかつた。1986年に「ウトロに水道施設を要望する市民の会」が結成され、以後積極的な支援活動が始まり、1988年にはじめてウトロの各世帯（住民の約半数）に給水が開始されるようになった。しかし、水道の本管から各家までの支管は自己負担のため、経済的に余裕のない家は現在でも井戸水を利用している。土地裁判が始まつてからは水道設置の新たな申請を宇治市は受け付けていない。

戦後間もない頃の悲惨な生活に比べると、今

ウトロの生活環境ははるかに改善され、街も他の地域とかわらない落ち着きをみせている。これは、住民たちの長年の努力の結果でもある。

2. 住民の構成

1999年現在ウトロの総世帯数は67世帯で人口は約250人ほどである。1962年、日産車体に「土地売却の要望書（Ⅲ-1 参照）」を出した時点では91世帯⁽³⁾、1998年に「地上げ反対！ウトロを守る会（以下「守る会」と記す）」が行った調査では71世帯となっており、徐々にウトロの人口が減少している。現在の住民の世帯主の国籍別内訳をみると韓国籍が45人、朝鮮籍が18人、日本籍が3人となっている。「在日」の国籍は、1952年、サンフランシスコ講和条約の発効以前は日本国籍だったが、その後は朝鮮国籍（朝鮮半島出身という意味）となった。1965年に「日韓基本条約」が調印され、「日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する協定」により、外国人登録証の国籍欄は本人の申請により、これまでの朝鮮籍から韓国籍への変更が認められるようになった。ウトロの「在日」は全員本籍地は韓国であるが、北朝鮮系の在日組織の在日本朝鮮人総連合会（以下総連と記す）南山城支部が町内にあることとも関係して当初は朝鮮籍のほうが多かったようであるが、現在は韓国籍のほうが多い。日本籍の3人は、「在日」の夫との死別や離婚により日本人妻が世帯主になっている場合である。

世代別の人口をみると、もっと多いのは50歳代で、全体の19.3%を占めており、その次に多いのが20歳代（17.7%）と10歳代（17.7%）である。80歳代も4.4%いる。「在日」世代別の人口は三世が39.8%でもっとも多く、朝鮮半島生まれの一世と、四世がそれぞれ10%を占めている。韓国から結婚によって移住してきた人が5人（全員女性）いる。世帯のタイプは2人世帯が23.8%でもっとも多く、最大の8人世帯が3.0%で、1人世帯も13.4%を占めている。ほかの「在日」社会と同様、ここでも世代の交代が緩やかではあるが起きている。しかし、比較的元気な高齢者が多く（痴呆老人はいない）、韓国語で

会話を楽しんだり、家庭菜園の世話をする年輩の方をよく見かける。

世帯主の職種は自営業、土木・建設業、会社員、運転手、飲食業、解体業、鉄屑・古紙回収など様々であり、無職の人も多い。なかでも自営業や土木・建設業を営んでいる人が多く、「在日」の職業の一般的傾向を示している。貧しい時代に学校教育を受ける機会が少なく、また今は若干変わったものの、長年公務員の採用条件に国籍条項が設けられているなど、実際に「在日」の仕事の選択肢はかなり限られていると言わざるを得ない。女性は茶摘みやパートの仕事で収入を得ている人が多い。無職の人や、高収入の見込めない仕事に就いている人が多数いることを考えると、住民の一般的な暮らし向きは厳しく、また住民間の経済的格差もあるようである。

III. ウトロの「土地問題」

1. 未解決の戦争責任・戦後補償⁽⁴⁾

戦前日本の国策会社の労働者としてウトロの飯場に住んでいた朝鮮人たちちは、1988年に「土地問題」が浮上するまでその地に住み続けていた。戦後、日本国際航空工業会社は日工工業会社に社名を変更し、さらにトラックやバスなどを生産する新会社の新日工工業会社を誕生させた。1951年には日産自動車資本の傘下に入り、日産車体株式会社となってウトロの21,000平方メートル（6,400坪）の土地の所有主となった。当時旧軍需会社の債務を含む資産のすべては清算処分の対象とされ、ウトロもこれに含まれていた。しかし、低賃金で苛酷な重労働を強いられていたウトロの朝鮮人にに対する補償は一切なく、長年ウトロの土地は清算会社の旧日工工業会社（1962年に日産車体工機〔新日工工業の前身〕に合併）が管理権を持ったまま放置されていたのである。

朝鮮戦争中、アメリカ軍のキャンプとして重要な役割を果たしていた大久保基地は1956年に日本に返還され、国に買い取られたその地には翌年、陸上自衛隊大久保駐屯地ができた。ウトロの目の前には自衛隊の駐屯地（旧飛行機製造工場の跡

地)と、前身が戦前国策会社であった日産車体の京都工場があり、戦前と変わらぬ構図をみせている。この風景は、未だ未解決の日本の戦後処理を象徴しているかのように見える。

戦後もウトロの地に住み続けてきた住民たちは、1962年、突然日国会社から立ち退きを命じられ、1968年からは両者の間に数回にわたる交渉（次節参照）が行われたが決裂してしまった。自らに土地所有権がないことを認識させられた住民たちは、1970年に居住者91人の連名で「土地の売却の要望書（地上げ反対！ウトロを守る会 1997：30-32参照）」を日産車体工機に送った。しかし、相手からはなんの返答もなく、住民側の意向は完全に無視されてしまったが、この要望書が後の土地裁判において動かせない証拠となるのである。

ウトロの土地が第三者に売買されたことを住民が知ったのは1988年6月である。日産車体は住民に知らせずに1987年3月にすでにウトロの土地全部を、住民代表を名乗るH氏（彼自身ウトロの「在日」）個人に3億円で売る契約を交わしていたという。その前に、日産車体がH氏に6億4千万で一括売却する意志があることはH氏を通して住民側に伝わっていた。住民たちは二回にわたって住民集会を開き話し合ったが、諾否の結論は出ず（朝日新聞社 1992：221）、結局H氏が買い取ったわけである。日産車体はH氏と土地売買契約を交わす約一ヶ月前の1987年2月に、水道敷設同意書を宇治市水道局に提出しており、この時点ですでにウトロの売却を決めていたことがわかる。H氏は日産車体から土地をまとめて買い取り、住民らに分筆する意志はあったようである。日産車体とは契約済みだという事実を隠して、各家の敷地分の土地購入希望を募っていたが、これもまとまらなかったという。その後、H氏は有限会社西日本殖産を設立し、ウトロの土地をこの会社に転売したため、現在ウトロは日産車体の手から離れ西日本殖産の所有となっている。

2. 土地裁判の経過と結果

1988年、西日本殖産はウトロの各戸に、不法

占有を理由に立ち退きの通告書を送ったが住民たちはこれに応じなかった。すると、西日本殖産は翌年2月に、まず6世帯を相手取り京都地方裁判所に立ち退き訴訟裁判を起こし、その後被告の数は69世帯にも及ぶに至った。

すでに述べたように、この土地訴訟は2000年11月に69世帯のすべての裁判が終わり、住民側の敗訴が確定した。この節では、11年間におよぶこの土地裁判における被告と原告、さらに司法（日本国の立場）のそれぞれの主張や立場の違いについて考察し、この裁判が意味するものがなにかを探りたい。

あくまでもウトロ住民の不法占有と立ち退きを主張する原告側に対して、住民側は、民法162条⁽⁵⁾によりウトロに住み続ける法的権利があることを主張した。つまり住民側の主張は、20年間所有の意思をもって他人のものを占有すればその所有権が認められるという時効規定によるものである。さらに住民たちは、1987年、当時の土地所有者の日産車体がウトロの水道敷設に同意したことは、住民の地上権を認めたことを意味すると主張した。これに対し、西日本殖産は次のように反論し、地上権の時効取得の要件は満たされていないと指摘した（朝日新聞社 1992：218-219）。

- ・ 日国工業会社は1962年、本件土地を不法占拠している77世帯全員に対して内容証明郵便で建物、農作物を収去して土地を明け渡すよう意思表示をした。
- ・ 日産車体工機株式会社は弁護士を通して、土地明け渡しを求め、住民と1968年から2-3年間に約24回の交渉を重ね代替案がでたが、大部分の者が反対して交渉は決裂した。
- ・ ウトロ住民90世帯は、1970年に日産車体工機に土地売却を要請した。

日産車体側は、住民に売却または賃貸したいと交渉を重ねたが成立しなかったため、後に住民と交渉すると言ってきた西日本殖産側に売却したと述べている。

裁判が進行するにつれ、京都地裁は原告と被告の両者に和解を勧め、実際に数次にわたる和解交渉が行われた。和解交渉の中心内容は土地

の価格で、裁判所によって両者に提示された買い取り価格は14億円だったのに対して、住民側から出された金額は7億4千万だったため、すべての交渉が決裂してしまった。

元の土地所有主の日産車体や、現在の所有権者の西日本殖産との度重なる交渉が決裂した最大の理由は、両者が提示した土地の価格の差が大きすぎたからである。1968年以降、日産車体との交渉に当たったのは総連南山城支部だったようである。当時の具体的な交渉内容はわからないが、土地主側が買い取りか賃貸を要求したのに対し、ウトロ側は戦争責任を問い合わせ、戦後補償としてこの土地の所有権を主張したことである。住民の一人が話したように、当時日産車体から提示された金額は無理すれば買えなくもない価格であったという。両者の間の最初の交渉の決裂は、ウトロに住む権利があるという住民側と、まったくそれを認めるつもりのない土地所有主との認識の違いを明白に示したものといえよう。裁判の証言台に立った一世の男性は、

「1967年にトタン葺きの古い家が付いた土地を130万円で同胞の友人から購入した。---（中略）---彼を信用して契約書も領収書ももらわなかつた。不動産登記というものについては、その時は知らなかつたし、今もよくわからない。私が金を出して買い、長い間利用しているのだから土地と建物は私のものと考えている。---

（中略）---土地の所有者が日産車体だったということは裁判が始まる直前に聞いた（資料1参照）。」

と述べている。また一世の女性は、「（ウトロ）に住めと言われて、私ら住んでるのに、なぜ今ごろになってから出て行けとか、なぜ、裁判所に呼ばれて、私たちが被告やと言われなんのか（資料2参照）」と言っている。

強制連行によるものではないにしても、戦時中低賃金で軍需工場などで重労働を強いられた「在日」の一世にとって、戦後20年以上もの間、自分たちと共に放置されていた土地から追い出されるということは、理不尽な戦後処理としか思われないだろう。

こうしてウトロを守るために初期の活動や主

張は、日産車体や日本政府に戦争責任と戦後補償を求める内容に重点が置かれ、さらに日本とは異なる戦後処理をしているドイツや、アメリカなどとの連携で国際世論に訴えていたのである。

一方、裁判所は「ウトロ訴訟」をあくまでも「土地所有権争い」に限定し、原告と被告との和解交渉を強く進めてきた。そのためウトロ問題の歴史的原因を作った日本政府や企業（日産車体）の責任が法廷で問われることも裁かれるこどもなかつたのである。

IV. チャングと共にした11年

1. ウトロ住民の自己認識

土地裁判が事実上終わった1999年に、「守る会」の企画による「住民ワーク・ショップ」が二回ウトロで開かれた。次から次へと「立ち退き」の判決が確定し、先が不透明となった時期で、第一回（5月9日）のテーマは「ウトロ。これからどうする、どうなる」で、第二回（10月24日）は「ウトロ住民はどうしたら追い出されないのであるか」であった。この企画の意図は、「お互いの共通認識を広げ、住民合意の第一歩にしていく（地上げ反対！ウトロを守る会1999：1）」というところにある。その背景には訴訟が始まってすでに11年が経ち、その間集会での参加者や発言者がある程度固定化し、住民一人一人が土地問題や自分たちの将来についてどのように考えているのかが見えにくくなっていることがあるようである。そこで、住民を主体とするワークショップを催し、率直に住民の話を聞こうとしたわけである。このワークショップの内容は、「これからどうする」、「どうしたら追い出されないのであるか」のようなタイトルから想像しがちな「ウトロに住み続けるための戦略」を立てるというより、住民自らがウトロに対してどのように認識しているのかにに関するものが中心となっている。第一回の時は、住民（3分の2は女性）と「守る会（2分の1は学生）」を合わせて80人が参加しており、8つのテーブルに住民と支援者らが各々4人ずつ互い違いになるように座って討論した

後、その内容をまとめている。この時、住民に出された質問は「ウトロのいいところ」、「ウトロの悪いところ」、「なぜ、ウトロに住みたいのか」、「これからどうする」の4つであった。これらの質問は、自分たちの住処のいいところ・悪いところをあげさせ、さらになぜウトロに住みたいのかについて考えてもらい、自分にとってウトロは果たしてなんのかを改めて認識してもらうことをねらいとしていた。そして最終的には、土地問題をはじめ「みんなのまちづくりに向けて、住民は己の居住の能力を高め、みんなの力を一つに結集（地上げ反対！ウトロを守る会 1999：13）」することを目指したのである。

第一問の「ウトロのいいところ」に対するは、

- ①住民の交流が多い、情がある、みんなを良く知っているので一人暮らしでも寂しくない、法事や何かを協力してやる気持ちがある、ご飯や金がなくても暮らせる、
- ②外に出るのは不安がいっぱいでは安心して暮らせる、住民は「在日」ばかりで住み易い、同じ考え方・同じ立場で話しやすい、全員で一致団結できる、
- ③老人を大事にする、親子の同居が多い、若い人によくものを教える、などの内容となっている。

①のグループの内容からはウトロの住民同士が良く助け合っている様子が窺える。家に鍵をかけずに外出したり、留守中に雨が降ると近所の人が洗濯物を家の中に入ってくれるという話は住民から何度も聞いた。それぐらいに互いに信頼していることであろうし、こうした関係は同じルーツをもち、日本での共通の体験を持っている者同士だからこそ可能であるといえよう。

②のグループの答えは、①と連携している。外に出るのが不安で、ウトロの中のほうが安心であるということは、外の社会との交流にあまり積極的でないことを意味し、こここの「在日」たちが地域社会から取り残されていることを表している。むろんそうした背景にはウトロに対

する外部の社会の無関心もあるのである。

③のグループの内容は、こここの住民が儒教的価値観をもっていることを表している。儒教的しきたりは世代によって程度の差こそあれ、朝鮮文化の他の要素と共に家族の間で連綿と受け継がれているのであろう。こうした儒教的なものは、次にみる「ウトロの悪いところ」にもあげられている。

次に第二問の「ウトロの悪いところ」に対する答えには

- ①陸の孤島、近辺の人と交流ができない、外へ出ることの恐れ、日本人とのつきあいが少ない、
- ②嫁の立場が弱い、儒教的、家族で親だけが大事にされる、長老のしきたりや風習がきつい、
- ③尊敬できる男性がいない、ガラが悪い、言葉づかいが悪い、声が大きい、時間にルーズ、酒くせが悪い、人任せが多い、一世が字が書けない、

のようなものがある。

①にあげられた、近隣地域との交流が少ないという点は前に述べた通りであるが、住民もこの点に関しては明確によくないことと思っている。日本人や他の地域住民とのつきあいが必要ないと思っているわけではないのである。交流が必要と思ってはいるが、ウトロ自体が長年「怖いところ」とか「暴力の代名詞」というレッテルが貼られていたこともあって、なかなか交流の接点を見つけにくいのであろう。ウトロ出身であることが知られるとパートの仕事ができなくなるため、住所を隠すと話した人もおり、周囲だけでなくウトロ住民自身も外の社会に対して恐怖を抱いていることがわかる。

②の答えからは儒教的な規範に対して批判的であることがわかる。しかし、類似の内容を、ウトロのいい点としてあげている人もおり、これは個々人の価値観の違いによるものであろう。

③のグループの内容は主に住民の教養や生活態度に対する不満であり、今のウトロ住民の現状をよく表しているものといえよう。

以上のことから、ウトロ住民はウトロに対する周囲の日本社会の固定したマイナスイメージや自分たちの抱えている問題点をよく認識しているように思われる。どうすれば日本社会とより緊密な関係を結ぶことができるのか、また個人レベルや町内レベルで自己を向上させていくにはどうすればいいのかなど、解決策がすぐに見付からないもどかしさを感じられる。

2. オモニたちとチャング

ウトロの土地問題は住民たちにとってどのような意味をもち、また何をもたらしたのだろうか。土地問題の発生以来、なによりも変わったのはウトロのオモニ（お母さん）たちであろう。ここではウトロの女性たちが生きてきたここ11年間における変化と意味についてみていきたい。

ウトロ住民の中で60歳代から80歳代までの人口は、女性（31人）が男性（15人）の約二倍である。このうち朝鮮半島生まれの一戸（70、80歳代）は、女性（19人）が男性（6人）の三倍強である。異国之地で子供を育てながら戦前・戦後の厳しい時代を生き抜いてきた力強さが長生きの原動力なのかもしれない。長年周囲から隔離され朝鮮半島出身者同士で固まって住んでいたためか、ウトロでは朝鮮半島の古いしきたりや価値観、人間関係が今でも色あせていない。「アボジ（お父さん）は家族のために一生懸命に働き、オモニは貧しいなかでも祖先供養のチエサ（法事）を欠かさず、子供に食べさせるためにいつも必死であった。」という話は、年配の女性からよく聞かされる。戦後は飛行場建設の中止や軍需工場の閉鎖により世帯主全員が失業し、鐵くず拾い（当時鉄は高値で売れた）などで生計を立て、これまで以上に貧しい生活が続いていた。アメリカ軍の大久保キャンプの中まで忍び込み、^{やつきよう}薬莢拾いをするものもいた。女性たちは鶏や豚の飼育、農作業（ウトロの空き地を利用）、茶摘み、濁酒販売などで家計のやりくりをしており、子供の教育にまでなかなか手が回らなかった。当時はどの家も生活が大変だったにもかかわらず、お互いに少ない

食べ物をよく分け合ったという。こうしたつきあいは今もみられ、夏などには家の外で、女性たちが食べ物を持ち寄って食事を楽しむ光景をよくみかける。

この11年間でウトロの女性たちにとってもっと大きな出来事はウトロ婦人会とウトロ農楽隊を作ったことであろう。この二つはいずれも土地問題をきっかけにしてできたものであり、ウトロの女性たちの意識の変化をもたらした出発点ともいえる。土地問題の窓口を一本化し、より効果的に対処していくために1988年にまず町内会⁽⁶⁾を立ち上げたが、その1年後の1989年にウトロ婦人会が誕生した。その設立目的はウトロの歴史とウトロ問題を日本社会に知つもらうための活動をすることである。

ウトロ婦人会ができるはじめておこなった仕事が、「あなたがつくる女のフェスティバル（以下、「女のフェスティバル」と記す）」への参加であった。このフェスティバルは「国際女性デー」をきっかけに1986年に京都で生まれた集いである（朝日新聞社 1992：211）。関西を中心とした女性たちの市民グループがそれぞれ企画を立てて、シンポジウム、バザー、討論会などを開いており、毎回多くの人々が参加している。ウトロ婦人会が女のフェスティバルに参加したのは1990年の第5回からであるが、実はその前の年に一世の女性が講師として招かれウトロでの体験を話したことがある（ウトロ婦人会 1992：7）。これをきっかけに女のフェスティバル準備会から参加の誘いがきたのである。

これまで大勢の前で自分のこともウトロのこととも話したことのないオモニたちは、この誘いに戸惑い、多くがフェスティバルへの参加の効果に疑問を抱いていたという。しかし、「差別があるならあるで、偏見があるならあるで、そこで身をさらして自分たちのことを話していくしかない限り一歩も進まないんじゃないか（ウトロ婦人会 1992：7）。」と言ったあるオモニの発言により結局参加することとなったのである。

1992年3月8日に京都で行われた第7回の女

のフェスティバルにおいてウトロ婦人会は、「オモニたちはウトロを生きる：戦争責任・戦後補償を問う」というテーマのもとで、集会を開いている。その時の発表者のほとんどはウトロのオモニたちで、きれいなチマチョゴリを身にまとい手書きの原稿を手に持って、自らの生い立ちやウトロでの生活などについてあるがままに語っていた。一生懸命に書いたに違いない手書きの原稿の字や内容には、それぞれの人生がそのまま映し出されている。高等教育を受けたわけではなく、なかには小学校の門をくぐったこともない女性もいる。第8回の女のフェスティバルの集会で話をした60代の女性は「字もわからず、日本語もへたくそ、朝鮮の言葉もへたです。ここに参加してくれということで出ましたけど、私はどういうむちゃくちゃのことを言うかもわかりません。通らへん言葉は見逃してください」といっている。自分の無学を人前でさらし、その上さらに何か人に伝わるような真実を語るということは、決して易しいことはない。しかし、たとえ人に頼まれて参加したにせよ、このオモニは最後まで自分の思ったことや、宇治市への願いなどについて大勢の前で述べることができたのである。同じ京都府または近畿地方でもウトロ地区の歴史や「在日」について正しい情報を持った人は多くない。こうした集会で、住民自身らの体験談を聞いてもらうことはウトロのことやそこに住む「在日」について知ってもらうためには欠かせない。このような認識がおそらく彼女の人生にとって初めての経験であろうこの集会を実りあるものにしたのである。

第8回の女のフェスティバルは1993年3月28日に京都市社会教育総合センターで開かれ、ウトロ婦人会も参加した。この時のウトロ集会のテーマは「プモニン（父母）から受けた愛、子どもたちに伝えたい」で、その趣旨は「戦争中からウトロに住み、差別に満ちた日本社会の中で生き抜いたプモニンの愛とウトロをぜひ次世代に伝えたい」というものである。前回と同様7人のオモニたちの体験談と、二人の支援者（うち一人は「守る会」の会員）の応援スピー

チが行われた。体験談は主に、幼いころの生活が苦しかったことや母親の思い出話、それに母親としての今の自分の姿について語られたが、このような話を聞いてもらい、プモニンが苦労して守った地であり、また自分たちの歴史が刻み込まれた地でもあるウトロを守る必要があるということを分かってもらうためである。

女のフェスティバルにおけるウトロのオモニたちの活躍により、ウトロ問題は徐々に知られるようになり、またオモニたち自身の姿勢も少しずつ前向きになっていった。

ウトロのオモニたちともっとも深い関係にあるもう一つのものはウトロ農楽隊である。農樂とは、朝鮮半島の収穫祭などのまつりの際に演奏される伝統音楽で、用いられる伝統楽器はチャング（砂時計型の太鼓）、プク（小太鼓）、ケンガリ（鍋太鼓）、チン（ドラ）の四つの打楽器である。独特な民族衣装を身にまとい、打ちならされる音はなかなか迫力があり、その軽快なリズムに合わせて見ている者が踊りに参加することもできる。ウトロでは昔、結婚式の際にチャングのリズムに合わせてみんなで踊って楽しんだものだという。しかし、今のようなソルチャングのチームができたのは、土地問題が発生してからである。今ではすっかりウトロ名物になっているが、農楽隊（ソルチャング）の結成当時はいろいろと苦労もあったようである。ウトロに嫁いできた、民族学校出身の女性の提案によって何人かの女性が練習を始めたのがきっかけらしい。提案者の三世の女性によると、「ウトロになにか一つ文化的なものがほしかった」という。土地問題をきっかけに始めたとはいえ、最初は民族音楽を観るの道具としてというより、ウトロ文化として受け止められていたことはたいへん興味深い。今でもチャングを、次世代に伝えるウトロ文化の一つにしたいという彼女自身の考え方方に変わりはない。

ソルチャング隊はだんだんとウトロ問題のためのイベントや抗議デモなどに欠かすことのできない存在となっていました。メンバーは50代と60代の女性を中心にした5、6人で、毎週2回、1回につき2時間ほど総連の事務室で練習

をしている。1991年11月に住民たちの署名をもって住民代表が東京銀座の日産自動車本社を訪ねた（二度目）ときにはチャング隊も一緒であった。日産自動車の責任者との面会はおろか、建物の中に入ることすらできなかったオモニたちは、本社の前でチャングを打ちならしながら抗議デモをしたのである。この時の心境について前の婦人会長のH氏は、

「私にとって二度目の東京行動は、一度目の時よりも緊迫した思いでした。夜行バスでの東京入りに疲れもありましたが、チマチョゴリを着たとたん気持ちがひきしまり、鬪いのはじまりを感じました。---（中略）---おさえていた怒りがこみあげてきました。無念さを農樂に込めチャンゴを打ちならし---（中略）---日産に届けとせいいっぱいの力をこめてチャング打ちました（ウトロ婦人会 1992：15）。」と述べている。H氏の話から、チャングがウトロのオモニたちと一体化していることがわかる。ウトロ問題と関連する様々なイベントにおいて、ソルチャングのパフォーマンスが行われ、ソルチャングはウトロの象徴となりつつある。長年手に取ることのなかったチャングや太鼓、ドラの演奏を通して、ウトロのオモニたちは自分自身を見つめ直す機会を得たようである。

この「東京行動」と呼ばれる抗議デモをはじめ、多くの日産への抗議行動を通して、ウトロのオモニたちは徐々に外の社会に向かって自分たちの主張を明確に表現できるようになっていった。歴史的経緯によりこの地区は外部から接近しにくく、またウトロの住民自身も外部からの進入に対して敏感であったため、長年外部の社会から孤立していた。そのため、外の社会や人々と恒常にコミュニケーションをとる状況に置かれていたのである。このような状態はウトロの土地問題の発生によって変わらざるを得なくなり、地区内に閉じこもってばかりいても問題は解決しないという認識を持つようになってしまった。ウトロの女性にとって、外の日本の社会の中で積極的に抗議行動をし集会を開くことは、家庭やウトロに安住していることから、その安住の地を守るために自分の見解を表

現し、ウトロの外とのコミュニケーションの必要性を認識していることを意味する。オモニたちのこのような変化はウトロの囲いから出て、地域社会と共に生きるための確かな第一歩となるものであろう。

3. 土地問題と若い世代

土地問題の浮上以来、ウトロの「在日」と「守る会」はウトロ問題を日本の戦争責任と戦後補償の問題として位置づけ、運動を続けてきた。様々なイベントや集会などでは、朝鮮人として戦前・戦後をいかに苦労して生き抜いてきたか、また朝鮮文化を維持しているのかを熱心に語った。そのためか彼らの民族的アイデンティティは確固たるものと思われがちである。しかし、この地区の「在日」も他の地域と同様、世代による民族意識のずれがみられる。朝鮮半島生まれの一世たちは、70、80代になった今も祖国への望郷の念を抱きつつ生きている。二世たちは差別や貧困にもめげず、必死に日本社会で生活基盤を築いてきたが、日本社会に十分に溶け込んでいるとは言い難い。一方、日本生まれの三世、四世の若い世代は自分のルーツを知ってはいるものの、特にこだわりを持っているわけではなく、日本に住んでいるという現実をしっかりと受け止めている人が多数を占めている。

現在ウトロの「在日」は三世、四世が「在日」人口の52.3%を、一世、二世が47.7%（二世のみは37.1%）を占めている。まだ祖国へのこだわりをもつ一世、二世が全体の半分近くを占めているということが、ウトロを守るための内部の結束をより堅いものにしているように思われる。土地問題への対策など町内の重要課題に積極的に関わっているのも男女共に二世である。

現在ウトロの生徒・学生は小学生が21人、中学生が7人、高校生が15人、大学生が1人となっている。このうち、朝鮮学校へ通う学生は2人、韓国学校は1人で、残りは全員日本の学校に通っている。民族学校に通う児童が少ないのは、一世、二世の親たちが言っているように、「特に意識して朝鮮的なものを教えなくて

も子供は親をみて育つ」からであろうか。限られた空間に「在日」同士が集住することによって、日常的に「朝鮮」を意識しているのは事実である。

日本学校に通わせている理由として「日本に住んでいるから」という回答が圧倒的に多い。その他には「子供が民族意識を持っているので日本の学校でもよい」、「日本の大学への進学」、「就職」、「近くに民族学校がない」、「民族学校の教育内容に不満足」、「経済的負担が少ない」があげられている。民族学校を選ばないのは、親の民族意識が薄いから、あるいは子供が望まないからではなく、日本社会で生きていくうえでのメリットを優先させた結果であることがわかる。こうしたことは民族教育が必要だと思う親の回答が約44%あるのに対して、必要だと思わない人が0%であるという結果からもうかがえる。さらに、将来子供がどの国籍を有しても「民族意識を失わずに生きてほしい」という回答が全体の62.5%にも及んでいる。

こうした親の期待とは裏腹に、ウトロ出身の若い世代はウトロの土地問題にほとんど関心がない。親の活動に理解は示しているものの、自らはめったに抗議デモや土地問題対策の集会に参加しないのである。逆に若い世代にしてみれば、親がなぜあまり良い環境と思われないウトロにそんなに執着するのかが理解しにくい。成人すると生まれ育ったウトロから出していく若者も多いようである。ある二世の男性は、子供たちが全員日本人と結婚したことを「恥ずかしい」ことだと言っていた。「在日」の若い世代の日本人との国際結婚がますます増えていく中で、同胞との結婚ができないのが恥ずかしいことと思っているのは二世たちが最後ではないだろうか。家では食べ物からチエサ（法事）、礼儀作法まで、朝鮮文化の中で暮らしていても、親と同じ体験の持ち主ではない若者は、学校や職場など外の世界とのつながりがより強く、当然日本的な価値観も身につけている。このようなウトロの現状を考えれば、将来オモニたちのソルチャングが三世、四世に受け継がれ、引き

続きウトロを象徴するものになりうるかどうかは微妙である。

V. 新たな選択：地域との共生をめざして

ウトロ住民の居住権をめぐる裁判は住民側の全面敗訴で終わった。しかし、住民たちはこの地区から出ていくつもりはまったくない。というよりも、新たに住む場所を用意できるほどの経済力がない人や、またこれまでとは違う環境に適応しかねる高齢者が多く、実際には出ていくことが困難だといったほうが正しいだろう。ウトロのまちを残し、住み慣れた地で同胞たちと共に住み続けるために、住民たちに残された選択肢にはどのようなものがあるのだろうか。その模索は69世帯目の判決が確定する前に、すでにウトロ町内会と「守る会」によって始まっていた。それは二つの柱からなっている。一つは、ウトロの土地問題を、戦前の国策会社や日本国の責任を問う戦後補償の問題として位置づけて、こちらを全面に出していくよりは、宇治市と京都府の問題として取り組んでいこうとするものである。つまりウトロ地区を、ウトロ住民の「在日」と他の地域住民との共生の場にする「地域福祉計画」である。もう一つは、一つ目の計画の実現のためには、行政によるウトロの土地の一括買い取りが必要であり、そのためには国連の「社会権規約」を適用して日本政府に圧力をかけようとする試みである。この章では、この二つの計画の内容と意味についてみていただきたい。

1. 住民側のまちづくり計画

ウトロ町内会は、「ウトロまちづくり計画案」を宇治市（2000年10月14日）と京都府（2000年10月26日）に提示した。その計画案は、住宅改善や居住環境の整備、老朽住宅の建て替えを促進し、防災対策・公共の福祉に寄与することを目的とした建設省の密集住宅市街地整備促進事業で、ウトロをつくり直そうとするものである。これは今後も住民がウトロに住めることを前提に、土地所有権者（西日本殖産）の利益も保証した現実的な解決方法といえる。計画案の具体

的な内容は、訴訟の対象となっている土地を更地とし、そこを公共施設のコミュニティセンター（A区域）、住民が買い取った分譲地（B区域）、宇治市の高齢者や低所得者を対象とした公営集合住宅（C区域）に三分割するものである。三つの区域のうちもっとも広く設定されているコミュニティセンター（ 6481.87m^2 ）は、西側に位置し、ここには区域図書館、子育て支援センター、集会場複合施設の設立を考えている。このセンターこそがウトロ再生計画における要であり、異質なものを抱える地域社会の共存のためのモデルになりうるといえよう。「怖いから近づけない」、「面倒なことが起こりそうだから近づかない」という負のイメージのウトロから、「在日」を含め地域住民だれもが気軽に立ち寄り利用できる開けた地域へと変わっていくためにはこうしたふれあいの空間が必要不可欠となろう。

実現した場合、現在のウトロ住民の住宅地になる「分譲地（ 5730.32m^2 ）」は、さらに南北に三つの区域に分かれており、真ん中の区域の東端には 475.50m^2 ほどの「ウトロ広場」を計画している。この広場ではちょっとした催し物やパフォーマンスなどを行うこともできる。活気あふれるウトロ農楽隊の公演場にもなろう。訴訟対象の69世帯全員がここに残る場合、狭い土地を有効に使うためには、一戸建てよりマンションを建てる必要が生じることもある。住民の間でどのように土地を分筆し、どのような住宅を建てるのかなどまだ検討すべき課題が多い。

東側の区域には、低層の公営賃貸住宅（ 2659.16m^2 ）を建てると同時に、公共福祉施設、菜園場、広場なども設けられることになっている。これらの三つの区域のほかに、児童公園（ 514.41m^2 ）や緑地帯もある。このまちづくりプランが実現できれば、伊勢田地域でもっとも整備された住居環境が誕生することとなり、また「在日」の居住権問題の解決に一石を投じる前例となるに違いない。ただし、このプランの実現は土地所有者の同意と、行政による土地の一括買い取りが前提となる。「ウトロまちづくり

くり計画」を提示され検討を求められた京都府（知事）は、裁判で住民側の敗訴がほぼ確定した（2000年10月26日時点において）にもかかわらず、「土地所有者と住民との話し合いをもとに問題解決を図っていくべきだという見解を示し、また国に解決に乗り出すよう求めている（朝日新聞 2000.10.27）」という。住民の最後の拠り所である行政の消極的姿勢は、立ち退きの強制執行に対する住民の不安をさらに増大させている。どうすれば国や行政がウトロ問題に重い腰をあげるようにさせることができるのか。ウトロ住民と「守る会」はもう一つの戦略として、次に述べる国際条約に基づいた国際世論を活用することにし、今その作業に取りかかっている。

2. 「居住の権利」を獲得するために：国際人権法との関係

ウトロ・強制立ち退き阻止のための「国際人権法と居住の権利」学習会が、ウトロ町内会・「守る会」の主催で府立城南勤労者福祉会館で、この秋に二回（2000年10月1日と11月19日：それぞれ2時間半）開かれた。参加者はウトロ住民、「守る会」のメンバー、新聞記者など40名程度（各回）であった。学習会の内容は、第一回が「社会権規約からみたウトロ確定判決（高裁）の問題点」、第二回が「国連（社会権規約委員会）に提出するレポートの作成」で、いずれもコメントーターは甲南大学の国際法の助教授である。

学習会においては国連の社会権規約に基づいて、ウトロ裁判の確定判決（高裁）の問題点が指摘された。ウトロ住民は控訴審（大阪高等裁判所）で社会権規約に基づく居住の権利を主張したが、その五つの確定判決のうち、二つが同規約に触れている。まず一つは、1998年12月22日の大阪高裁・第9民事部の判決文で、社会権規約の2条1項⁽⁷⁾や11条⁽⁸⁾について、「締結国⁽⁹⁾に対する、社会権の実現についての一般的、抽象的義務を定めたものであり、直接私人間の法律関係に適用される法規範でないことは明らかである」としている点である。しかし、

「認められた権利を差別なく享受することは、一部は、司法的又はその他の効果的な救済を与えることによって、適当に促進されることが多い（申恵丰 1996：98）」こと、さらに規約中には「多くの国の国内法制において司法及びその他の機関による即時の適用が可能と思われる多くの規定がある（申恵丰 1996：98－99）」ことが指摘されている。前記の判決文にみるようには、国際人権法の社会権規約は日本の裁判規範としてまったく機能していない。判決文に社会権規約について触れてはいるものの、それは規約の実現義務の主体に関する表面的なものに終わっており、実現に向けての可能な方法が規約の一般的意見に明記されているにもかかわらず、検討されていないのである。

二つ目は、1999年10月6日の大阪高裁・第5民事部の判決文に

「国連の『経済的・社会的及び文化的権利に関する委員会』の一般的意見7が、強制退去の禁止は、法律に従って、かつ国際人権規約の規定に合致して実力で行われる退去には適用されないとしているとおり、社会権規約を批准している我が国においても、裁判に基づく強制退去については禁止されていないと解される。したがって、その余の点を判断するまでもなく、社会権規約等に違反する旨の控訴人の主張も理由がない（資料3）」という部分である。判決文には裁判に基づき、「国際人権規約の規定に合致して」いる強制退去は禁止されていないとしているが、ウトロのケースがその規定に「合致して」いるかどうかについては検討の跡が見られない。「一般的意見7：十分な住居に関する権利（規約第11条1項）：強制退去」には、「国家は、自ら強制退去を控えかつ、強制退去を行う業者又は第三者に対して法律が執行されることを確保しなければならない（申恵丰 1996：381）」と記されている。さらに強制退去が正当化されうる要件として、

（強制退去によって）「影響をうける人々との、真正な協議の機会、---（中略）---法的救済を与えること、---（中略）---影響を受ける人が自分自身で供給する事ができない場合には、締

結国は、場合に応じて、十分な代替的住居、生産的土地への再定住又はアクセスを確保するため、利用可能な資源の最大限まで、あらゆる適当な措置を取らなければならない（申恵丰 1996：383）」ということを明記している。ウトロの件に関して、上記の条文の義務のなかで締結国（日本政府）が実際に行ったものは何一つないのである。

以上の考察からウトロの司法判決文の学習会では、「日本には『住居に関する権利の内容を定義する観点から、この権利に実質を与える法』も、『あらゆる形態の強制退去を禁ずる法』も存在しない（資料3）」ことが確認され、ウトロの土地明け渡し訴訟において、「日本の裁判所は国際人権基準を全く無視して（資料3）」いることが明らかになった。

社会権規約を批准した国は5年に一回、国連経済・社会理事会の社会権規約委員会に報告書を提出する義務がある。日本は1979年の締結以来、1999年に第二回の報告書を提出している。各国から送られてきたこれらの報告書は国連の公用語に翻訳・公表され、閲覧は自由である。政府レポートに関して、民間から別の情報を盛り込んだカウンター・レポートを国連に送ることも可能である。昨年に提出された日本の政府報告書に対する審査は、2001年8月にスイスのジュネーブで、日本の政府代表が出席した中で行われる予定であり、一般人の傍聴も認められている。ウトロ町内会と「守る会」は、前述のウトロ判決の事例とウトロ問題をまとめたカウンター・レポートを、日本NGO連絡会との連携で社会権規約委員会に送る準備をしている。

同委員会は、締結国の義務を「経済的、社会的及び文化的権利の実現、又は特に未実現の程度を監視し、かつこれらの権利の促進のための戦略及び計画を考案する（申恵丰 1996：101）」こととしている。さらに、「たとえ、調整、経済不況、又はその他の要素の過程により生ずる深刻な資源の制約のときにも、低コストのターゲット・プログラムの採択によって、社会の弱い立場にある構成員は保護されうるし、また保護されなければならないことを強調する

(申恵丰 1996:101)」。しかし、同委員会による政府報告書の審査の結果は強制力を伴うものではなく、日本政府が社会権実現に向けての改善を求められたとしても、その実現の可能性は政府の意志にかかっている。ただし、日本国内において国際人権法に反する重大な事態が生じているという国際世論が盛り上がりければ、日本政府がウトロ問題に対する何らかの対策を講ずるか、あるいは「ウトロまちづくり計画」に乗り出すこともなくはないだろうと期待しているのである。2001年8月の報告書の審査の結果と日本政府の反応が注目される。

VI. おわりに：ウトロ問題が意味するもの

ウトロ住民は「守る会」のあつい支援のもとで土地立ち退きの反対運動を続けてきた。「守る会」は、1989年3月にウトロ裁判が始まった直後に結成された市民グループである。そのメンバーの多くは、1986年に発足し、ウトロに水道水を供給してもらうために尽力した「ウトロに水道施設を要望する市民の会」の人々である。弁護士の選定や裁判の手続き等に関わる問題、ウトロを知ってもらうための国内外の様々なイベント、日産車体への抗議行動、立ち退き反対の署名運動、町づくりプランのアイディアなどこの11年間、「守る会」が行ってきた支援活動は数多くある。そのためか住民自らが言っているようにウトロ問題は「人任せ」のところがあるのも事実である。しかし、何事に関しても「守る会」が単独に行う訳ではなく、常に住民や町内会と協議の上推進してきた。必要な場合は、学習会を開き、共に勉強しながら対策を立てることもある。

住民と「守る会」はウトロの土地問題を基本的に戦争責任の問題と認識し、その解決策も当初は朝鮮人労働者に対する戦後補償以外には考えられなかった。周知の通り、日本政府は戦後補償問題は日韓基本条約（1965年）においてすでに解決済みであると主張し、一切再検討を考慮しないという。国がこのような姿勢であるのに一企業が戦後補償問題に真剣に取り組むということはさらに難しいといえよう。こうした状況のもとで、企業や

日本政府を動かすには国際世論の盛り上がりが重要なとの考え方から、1990年から1994年まではドイツ、アメリカ、韓国で精力的に活動を展開してきた。この活動を通して、「被差別部落」ウトロの問題と、外国人に対する日本の制度的差別を国際社会に知らせると同時に、国際的なネットワークを広げてきた。ロサンゼルスのラジオのトークショーに出演したり、ニューヨーク・タイムズに意見広告を出すなどで大きな反響を呼び、ロサンゼルス・タイムズはウトロ問題を社説で取り上げるなど高い関心を示した。カーソン市の北米日産やロサンゼルス日本領事館前での抗議デモには多くのアメリカ人が参加しており、韓国系アメリカ人の多いロサンゼルスでは「ウトロサポート委員会」ができたのである。一方、ドイツに渡った支援者は第二次世界大戦中、旧ナチの軍事工場で強制労働させられた捕虜に対する補償問題（フォルクス・ワーゲン社）への取り組みについて学び、後に、ドイツの人たちとはウトロで「国際平和フォーラム in ウトロ」を開いた。

こうした一連の活動により、ウトロの現状をある程度海外で知つてもらうことはできたといえる。しかし、ウトロ問題を作った当事者ともいるべき日産車体と日本政府は以前と変わらぬ姿勢をとり続けている中、裁判では次々と住民の敗訴の判決が下されるという厳しい局面のまま今日に至っている。

前に述べた「住民ワークショップ」において、「なぜウトロに住み続けたいか」という質問に対し、「同胞が一緒に住んでいるから安心だ」という答えと共に、「行くところがないから」という人も多数あった。裁判で負けてしまった今、ウトロ問題を戦後補償との関わりでみると、この認識には変わりがないが、ウトロに住み続けるためには別の解決方法が必要となってきた。それは行政の力を借りてウトロのまちを作り直し、地域住民と共生しようとするものである。土地問題が、今まで実現しなかったウトロの「在日」と地域の日本人社会との交流を可能にするかもしれない。

長くて厳しい11年間ではあったが、ウトロの住民はこの訴訟を通じて多くのことを経験し、

自らの現状を認識し、将来の街のあり方と向き合うことになった。その中でもオモニたちは、ウトロ問題の活動を通じて「在日」としてだけでなく、一人の女性としてより積極的に働きかけ、ウトロという枠を越える営みを模索し始めたのである。ウトロの地域住民との共生へのプランは、重い歴史と長い苦難を背景にしながらも、地域社会さらには部分的ではあるが世界市民との連帯の中で、よりよき未来への橋渡しの役割を果たそうとしているように思われる。

注

- 1) ウトロの地名は、宝暦13年（1763年）の伊勢田村検地帳では「うど口」、久世郡村誌（1881年）には「宇土口」と書かれている。「うと」「うど」とは、くほんだ土地を指すが、この地名がカタカナ名で書かれるようになったのは20世紀になってからである。ウトロという地名が朝鮮に由来するものと誤解され、地域の日本人住民から地名変更願いが出されたこともある
（朝日新聞社 1999：218）。
- 2) 日本政府による民族学校弾圧は1948年1月24日の文部省学校教育局長通達（官学5）「朝鮮人設立学校の取り扱いについて」に始まる。3月24日にこの1.24通達に従わなければ学校閉鎖を通告するとし、4月10日には兵庫、12日には大阪、15日には東京に閉鎖令が出された。その後、10月19日時点で93校に閉鎖命令が、また245校に改組命令が出された。
（鄭早苗他編 1995：285－295参照）
- 3) 土地裁判の証人調書（平成3年3月1日に行われた住民M氏の口頭弁論の記録〔資料2〕）によると、1991年には180所帯（世帯）があったとなっている。
- 4) この部分は、『ウトロ（地上げ反対！ウトロを守る会 1992：20-38）』を参考にしている。
- 5) 民法162条第1項：「二十年間所有ノ意思ヲ以テ平穏且公然ニ他人ノ物ヲ占有シタル者ハ其所有權ヲ取得ス」
- 6) ウトロの土地が日産車体からH氏に、さらに西日本殖産に転売されたことを知ったウトロの住民たちは、土地問題に組織的に対処し

ていくために1988年に町内会を結成した。かなりの数の戸数を持ちながらこれまで正式な町内会を持たなかった背景の一つには、朝鮮総連南山城支部の存在がある。1940年代からウトロに支部を持った総連は、住民の朝鮮人にとて良き相談相手であり、実際に生活や冠婚葬祭において世話をしてきた。ウトロは朝鮮総連の活動の重要な拠点の一つといえる。

町内会は発足以来、住民集会と役員会議をそれぞれ月に一回ずつ開き、懸案の土地問題の対策や、地区の掃除から運動会まで町内の様々な行事・問題に取り組んでいる。現在役員会のメンバーは全部で11人で、会長、副会長、会計、土地対策委員、1班と2班の代表からなっており、役員会議には「守る会」のメンバーも参加している。会費は世帯あたり月500円である。これとは別に、裁判中は世帯あたり5千円の対策費を集金して弁護士への報酬や様々な費用に当っていたが、裁判が終わった現在は、世帯あたり3千円に下がっている。

- 7) 「締結国は、立法措置そのほかのすべての適当な方法によりこの規約において認められる権利の完全な実現を漸進的に達成するため-----行動をとることを約束する（資料3）。」
- 8) 「締結国は、この権利の実現を確保するために適切な措置をとり・・・（資料3）。」
- 9) 日本は1979年に締結している。

謝辞

聞きとり調査と資料収集に協力してくださったウトロの住民の方々と総連南山城支部の方々、および「地上げ反対！ウトロを守る会」の齊藤正樹氏に感謝の意を表わします。

資料

- 1) C氏（男）の「本人調書：平成6年2月25日の第20回口頭弁論」
- 2) M氏（女）の「証人調書：平成3年3月1日の第11回口頭弁論」
- 3) 「ウトロ・強制立ち退き阻止のための『国際人権法と居住の権利』学習会（2000年11月19日）」のレジュメ

- 4) M氏（男：日本人）の「本人調書：平成3年
4月26日の第13回口頭弁論」
- 5) S氏（男：日本人）の「証人調書：平成4年
11月10日の第18回口頭弁論」

文献

朝日新聞社編

1992.『イウサラム（隣人）』

綾部恒雄編

1985.『文化人類学2：民族とエスニシティ』アカデミア出版会

ウトロ婦人会

1992.『女のフェスティバル：オモニたちはウトロを生きる－戦争責任・戦後補償を問う－』

ウトロ婦人会

1993.『女のフェスティバル：プモニンから受けた愛子供に伝えたい－戦争責任・戦後補償を問う－』

ウトロ婦人会

1994.『アメリカからみたウトロ、ウトロからみる日本』

金泰泳

1999.『アイデンティティ・ポリテックスを越えて』世界思想社

申恵手＜翻訳・解説＞

1996.『経済的、社会的及び文化的権利に関する委員会』の一般的意見、『青山法学論集』38（1）

地上げ反対！ウトロを守る会

1997.『ウトロー置き去りにされた街』かもがわ出版

鄭早苗・朴一・金栄達・仲原良二・藤井幸之助編

1995.『全国自治体在日外国人教育方針・指針集成』明石書店

原尻英樹

1988.『在日朝鮮人の生活世界』弘文堂

福岡安則

1993.『在日韓国・朝鮮人－若い世代のアイデンティティ－』中公新書